

経営雑感

非課税となる経済的費用

税務では、金銭以外のモノや権利などを享受した場合、「経済的利益」とみなすことが多いです。例えば、物品を贈られたり低額で譲られた場合、モノやサービスを無償や低額で貸与された場合、債務の免除や借金の肩代わりをしてもらった場合などは経済的利益を受けたものとみなされます。従業員のためを思って使った費用が経済的利益をみなされると従業員に給与を支給したのと同じことになってしまうのです。経済的利益を受けた従業員はその金額に対応する所得税が課されるのです。

しかし、次のような費用については一定の基準を満たすと非課税の経済的利益として扱われ、所得税がかかりません。非課税の経済的利益とみなされるためには役員など一部の社員だけが享受するようなものであってはいけません。すべての社員に公平に与えられるものであることが必要です。一部の役員だけが旅行に出かけたり、スポーツジムに通うなどすると非課税の要件を満たさないことになります。

項目	非課税となる要件
社員旅行	① 一人当たりの費用が10万円未満 ② 旅行期間が4泊5日以内 ③ 社員の半分以上が参加
健康診断	① 全員が対象 ② 健康管理上常識の範囲内の検査 ③ 費用が会社から直接診断機関に支払われていること * 役員などに行う人間ドックは給与扱い
昼食代	① 現物での支給 ② 食事代の会社負担分は月3500円/人 ③ 個人が食事代の50%以上を負担
残業食事代	原則として全額非課税 * 現物での支給であり豪華すぎないこと
レジャー施設	① 全員が利用可能 ② 取引先の接待には使わない
永年勤続記念品	① 現金・商品券ではない ② 各人が自由に選べない ③ 勤続年数に照らして社会通念上妥当 ④ おおむね10年以上の勤務者
出張手当	① 常識的な金額 ② 全役員・従業員での適正なバランス ③ 出張旅費規定が作成されている
生命保険	① 掛け捨て ② 全従業員が対象
社宅の低額利用	① 会社で賃貸契約 ② 課税されないよう一定額を徴収

ある企業から「年末に従業員全員に商品券を配りたい」という相談を受けたことがあります。「構いませんが、その商品券の金額を年末のお給料に加算して所得税を徴収してください」と申し上げたところ、「なぜだ。おかしいではないか。これは給料ではなく“お疲れ様でした”という感謝の気持ちなのだ」と言われました。

そうした「感謝」をしていけないわけではありません。その感謝には「経済的利益」が伴いますから、その金額分はお給料とみなすというルールになっているだけなのです。税務では「商品券を配る」とことと「特別手当を支払う」とことは所得が増えるという点で同じ意味のものとされています。